

平成30年

第9回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 平成30年11月27日(火)

伊勢原市農業委員会

## 第9回伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年11月27日(火) 午前10時15分～

2 開催場所 伊勢原市役所2階2C会議室

3 委員在任定数 10名

1 大木 克美	6 廣木 孝幸
2 越地 進	7 木村 勇
3 杉本 和彦	8 萩原 隆雄
4 横山 正博	9 鈴木 雅之
5 岸田 文雄	10 黒田 義夫

4 出席委員数 10名

5 欠席委員数 0名

6 署名委員 廣木 孝幸  
木村 勇

7 議長 黒田 義夫

8 事務局職員出席者

小瀬村 正宣(事務局長)

青木 優

今井 亮輔

荒井 昌稔

村井 善治

9 傍聴者 0名

審議内容 (開会 午前10時15分)

[事務局長] それでは、第9回伊勢原市農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、本日の会議の傍聴を希望される方はおりませんので、報告させていただきます。在任定数10名、欠席委員は、おりませんでした。出席委員10名で、定足数に達しておりますので、第9回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。それでは、よろしくお願いいたします。

[議長] ただ今から、第9回伊勢原市農業委員会総会を開催します。本日の議事録署名委員は、6番 廣木孝幸委員と7番 木村 勇委員の両名にお願いします。それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告5件、議案7件の計12件となっております。まず、報告より入ります。

[議 長] 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、農地法で義務づけられている相続等による農地の所有権取得の届出が6件ありました。この届け出は、相続が発生したときに、登記簿謄本の地目、または課税上の現況地目のいずれかが農地であれば、届け出の対象となります。

はじめに、報告第1号の1です。相続日は、平成30年3月28日。市内東大竹一丁目にお住まいの方が、東大竹一丁目の農地2筆、桜台一丁目の農地2筆、計4筆、合計面積1,492㎡を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、平成30年10月22日です。

次に、報告第1号の2です。相続日は、平成30年3月23日。市内高森にお住まいの方2人、持分1/2ずつが、石田字西ノ前の農地3筆、合計面積934㎡を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、平成30年10月29日です。

次に、報告第1号の3です。相続日は、平成30年3月23日。市内高森にお住まいの方が高森字寺ノ下の農地2筆、同じく字宮ノ越の農地を1筆、下谷字神明の農地を3筆、計6筆、合計面積2,451.70㎡を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、平成30年10月29日です。

次に、報告第1号の4です。相続日は、平成30年2月10日。市内東富岡にお住まいの方が東富岡字立野の農地3筆、同じく字大福上の農地を2筆、同じく字大福入の農地を1筆、同じく字大福下の農地7筆、計13筆、合計面積7,343㎡を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、平成30年11月2日です。

次に、報告第1号の5です。相続日は、平成30年1月14日。厚木市にお住まいの方が、日向字上堤の農地を1筆、面積195㎡を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、平成30年10月29日です。

次に、報告第1号の6です。相続日は、平成30年7月14日。市内下谷にお住まいの方が、下谷字高澤の農地2筆、面積214㎡を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は平成30年11月5日です。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。報告内容につきましては、相続により所有権を取得した旨の届け出が6件ありましたという内容になっております。何かご質問がございましたら、お願いします。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議 長] よろしいですか。報告事項でございますので、次に移らせていただきます。

[議 長] 報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告第2号は市街化区域の農地を、土地所有者が農地以外のものにする届出になります。

今回は、合計で4件、8筆、面積1,912.7㎡の届出がございました。地区は伊勢原地区で1件、2筆、面積681㎡、成瀬地区で3件、6筆、面積1,231.7㎡です。転用目的は駐車場が2件、隣接敷地の拡張が1件、集合住宅が1件となっております。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内の農地を、農地以外に転用するという  
ことで、この届出が4件ありましたということでございます。何かご質問がございますか。

[議 長] よろしいですか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] それでは、次に移ります。

[議 長] 報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを議題といたしま  
す。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 報告第3号は、市街化区域の農地を、土地の権利移動を伴って農地以外のものにする  
届出になります。

今回は、大田地区で1件、1筆、面積72㎡の届出がございました。権利の種類は、所  
有権の移転となります。転用目的は、個人住宅内の駐車場です。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。報告第3号につきましては、市街化区域内の農地を権  
利移動を伴う農転ということでございます。何かご質問がございますでしょうか。

[議 長] よろしいでしょうか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] それでは、次に移ります。

[議 長] 報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。  
事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、この証明は、相続税  
納税猶予期間の3年ごとの証明です。成瀬地区で1件、比々多地区で2件、大田地区で  
1件、計4件の申請がありました。

はじめに、報告第4号の1、申請人は秦野市にお住まいの方で、被相続人のお子さん  
です。申請は、10月18日。対象農地の明細は、9頁です。串橋字向河内に1筆、笠  
窪字魚坂橋に1筆、同字町田に5筆、計7筆で面積は、3,565㎡です。10月22日に  
事務局で現地調査を行い、全筆適正に耕耘管理されていることを確認し、10月23日  
付けで専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第4号の2、申請人は市内伊勢原1丁目にお住まいの方で、被相続人のお  
子さんです。申請は、10月18日。対象農地の明細は、10頁です。東富岡字南三間  
に1筆、面積は、1,143㎡です。10月19日に事務局で現地調査を行い、適正に耕耘  
管理されていることを確認し、10月19日付けで専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第4号の3、申請人は、市内白根にお住まいの方で、被相続人のお孫さん  
です。申請は、10月31日。対象農地の明細は、11頁です。白根字谷戸に1筆、同  
字登り道に2筆、同字初川に5筆、計8筆で、面積は7,215㎡です。11月7日に事務  
局で現地調査を行い、全筆適正に耕耘管理されていることを確認し、11月7日付けで

専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第4号の4。申請人は、平塚市にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請は、11月7日。対象農地の明細は、12頁です。下谷字大長に2筆、同字高木に1筆、計3筆で面積は、1,962㎡です。11月14日に事務局で現地調査を行い、全筆適正に耕耘管理されていることを確認し、11月15日付けで専決処分で証明書を発行しました。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。内容は、納税猶予の関係から、引き続き農業経営を行っている旨の証明を専決処分したということで、それが4件あったということでございます。何かご質問がございましたら、お願いします。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議長] それでは、次に移ります。

[議長] 報告第5号、農地造成工事届出書についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第5号、農地造成工事届出書について、報告第5号は、農地造成工事の届出です。今回、比々多地区で2件、届出がありました。

はじめに、報告第5号の1、図面番号は1番です。あわせて、公図及び平面図等をご覧ください。場所は、串橋字登り道の田、1筆、面積481㎡に盛土を行う旨の届出です。届出人は串橋の方で、施工者は平塚市の法人です。施工内容は、水路から30cm後退し、最大盛り土高は1.0m未満、周囲は29度の法面で施工します。使用する土は、厚木市内で、建設工事の際に発生した土を運搬します。届出日は、10月21日。工期は、平成30年10月25日から平成31年1月31日までです。盛土した後は、野菜を栽培します。

次に、報告第5号の2、図面番号は2番です。あわせて、公図及び平面図等をご覧ください。場所は、串橋字境ノ町の田、1筆、面積991㎡に盛土を行う旨の届出です。届出人は日向の方で、施工者は平塚市の法人です。施工内容は、水路から30cm後退し、最大盛り土高は0.9m、周囲は29度の法面で施工します。使用する土は、厚木市内で建設工事の際に発生した土を運搬します。届出日は、10月21日。工期は、平成30年10月25日から平成31年1月31日までです。盛土した後は、野菜を栽培します。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いします。報告第5号の1と2について、「串橋地区」をお願いします。

[地区担当委員] 施工業者は、工務店と言ったり農園と言ったり、どういう使い分けをしているのか判りませんが、春先の埋立てから期限を守らないで、2月から3月時点の申請で、まだ埋立てが終わってないような状態で、次々と申請をあげてきてられるんだけど、どれひとつ、まともに完成していない状態なんです。こうした状況なので、ハンコを押すのを考えているんですけど、また次のハンコをもらいに来られたので、それ以上は、もう押せませんからということは言ったんですけども。こうして、上がってきたので、しょうがないのかなとは思うんですけども。事務局と相談して、次の段階を見て、局長や会長にも相談にあがりたいと思っているんですけど。ちょっと、今、クエスチョンです。以上です。

[議長] 担当委員さんの説明が終わりましたので、皆さんからご意見を伺いたいと思います。

[委 員] 地元の委員さんの方から話が出ましたが、期限は守らない、工事の途中であるとかいう話ですが、事務局としては現場確認とか直接呼んで指導したとか、そういうことはされたのでしょうか？

[事務局] 事務局も現場に行って、農地法だけではなく農道の問題もありますので、農林整備担当の方と合わせて指導の方をさせていただいております。昨日につきましても、夕方4時に所有者の方に市の方にお越しただいて、農業委員会、農林整備担当、土木総務課の三者で、その方とお話をさせていただきました。期限が過ぎているものについて、どういう状況なんですかと、過ぎるんであれば過ぎるなりの報告をしてくださいます。また、農道の方が、すごい状況になっていますので、そちらの方の復元というものも、きちんと時期を決めて。今度、土木総務課の方で自費工事という手続きを取ってもらうこととなりましたので、そちらの手続きと合わせて。農地造成の方も、申請どおりに境界から逃げて、29度の勾配を取っていないので、きちんと届出どおりに施工してくださいと話をしていただきました。1週間から2週間、少なくとも10日の間に一度くらいの頻度で現場の方は確認している状況であります。

[委 員] それで、今、地元の委員さんからも話は出ましたけれども、地元として一番困ることといえますか、農道を使えないとか、そういう様なところがあると思うんですけども、事務局としては三者で話し合うと思うんですけども、優先順位といえますか、どこを是正指導というようなものは、今後される予定なんですか。

[事務局] 春先に、その農地、農道を、だいぶ湿地帯のような状態だったわけですが、盛り土を始められた時に、少し掘れてしまったような状況でしたので、農地造成を今後するのであれば、農道を原状に復してくださいということをお話しさせていただきました。あわせて、農道管理者である農林整備担当と現場の方に行かせていただきました。それが、グチャグチャだったので、通行できるよう少し盛ってくださいというような話をさせていただいたわけなんですけども、形態が変わらないように。ところが、道路を1mくらい高く盛られてしまい、これだと地元の方も通れないと困ってしまうので、まず道路を復元してくださいと言う話でお願いしました。道路を盛っていたモノを取られたのですが、取った後も酷い状態なので、通行できるような形で農道を復元してくださいという形で現在指導している状態です。それが終わった段階で、農地造成に入っていく形になると思います。

[議 長] よろしいですか。

[委 員] 造成、1番、2番があるんですが、「登り道」と「境ノ町」とあるんですが、今話を聞いていると、次のところを申請してきたということであるんですが、これ、1番と2番とどちらを優先的に指導していく予定なんですか。それと、工事を止めさせるとか、あまりにも酷ければ工事を止めさせるとか、そういうことはあるんですか。どうでしょうか。

[事務局] 1番、2番の優先順位から言いますと、2番の方が、今、委員さんの方から話がありました現場です。酷ければ工事を止めるといえますか、まず道路を服さなければなりませんので、まず、道路を戻していただく工事はできません。道路が戻らないと、隣接の所有者さん、ほとんど1人の方かもしれませんが、自分のものとして使っていていいというものではございませんので、道路は公のもので、皆さんが使えるような形の中で復元していただかなければならない、以前の状態がどういうものだったかということもありますが、車が通れるか通れないかは別として、平らに直していただくということで、

農業委員会、農林整備担当、土木総務課の三者で指導をしていきます。

[委員] 日数として、期間的なものを、どれくらいを予定していますか。

[委員] 今回の自費工事の申請ですが、土木総務課の方に書類があがってくることになっています。一回、土木総務課の方に申請があがったのですが、案内図と現場写真だけという形で図面の方が付いていなかったのので、添付書類が不足しておりましたので、昨日、土地の所有者の方に話しました。一度、現場の方に行きまして、工事をやっている方と話をいたしました。土地の所有者の方に話そうということで、お話をさせていただいている状況です。申請につきまして、工事を含めまして、2番の工期が1月31日までということになっていますので、それに合わせて、先にあがっている案件も含めまして、申請があがっている案件について、1月31日までに農地造成も完了してくださいという指導をしています。また、その道水路については境界が確定していないので、現況から想定して逃げていただいて、30cm以上後退していただいて、29度の法面処理でお願いしたいということをご指導させていただいております。それができない以上は、引き続き、指導させていただくと。

[委員] 今の関連なんですけどね、今、話を聞いていると農業委員会だけでなく、申請される段階で関係所管、道路管理者、水路管理者、盛土関係の所管が構造関係をチェックしたうえで、それでよしというものが農業委員会にあがってきているわけですよ。じゃないと、お願いしてます、指導してますではなく、本来、構造関係は道路法なりの管理者がいるわけですよ、それがもし交通阻害を起こした場合は道路法で厳しい行政指導や罰則関係を伴うものがあるわけです。そういうこと連携しないと、こういう問題は解決しないと思いますよ。農業委員会だけで行ったって、そんだけの権限ないでしょ。道路法関係でやれば、厳しい指導ができるんですよ。そういうために、農業委員会だけでね、届出だからといって話でやっちゃうと、今、話を聞いていると、図面も何も付いていなかったと、そういうものを見逃したうえで許可しちゃったということになっちゃうんですよ。申請される造成関係に伴う申請書類なりなんなりを、きちっとチェックして、もし違反したら適正な指導を道路法等に基づくね、強制力を持って指導しないと解決できないと思いますよ。お願いなんかしたって、業者は動きませんよ。もっと厳しい、道路管理者なり、道路法に基づく、きちっとした法令関係に裏付けがあるものでね、撤去命令なり是正命令なりをやらないと、それには農業委員会だけでなく、各所管の管理者と連携プレーでやっておかないと、今後、こういう問題がどんどん出てきてね、地元の委員さんだと言ってられるように、どうしていいか、行政指導するわけにもいきませんし。そういうことを心がけたうえで、今後の造成工事等については。単なる届出だけじゃないですよ、よろしくお願ひします。

[委員] 今の、「登り道」の所なんですけれど、1番の方ですけど。地目は「田」になっているんですけど、地図の方は「果樹園」になっているんですよ。そこに、盛土をして野菜を作るってということで、果樹園を取っ払って畑にするのか、単なる盛土をするためなのか、ちょっと勘ぐっちゃうんですよ。私が借りたところで盛土の中から建設残土が埋められていまして、パイプのかけらとか、石ころとかがいっぱい出て、農地として借りたけど耕作ができない状態の所もけっこうあるんですね。そういうふうには建設残土を埋めるために、単なる農地造成というふうには思っちゃうことから、ちょっと。地目は「田」なんだけど、1回埋めてて、果樹園にしといて、それを再度盛土するっていう意図が、ちょっと、果樹園だったらもう盛土されているから、野菜を作るために盛土するっていう意図が、ちょっとわからない。その点だけ確認をしているのか、工事業者の話を聞いて、そのまま許可したのか、教えてください。

[事務局] 委員さんのお話どおり、こちらは既に「田」ではありません。ただ、道路面よりも低くなっていますので、そこを道路面に合わせるよう盛られるという話を聞いております。

[委員] 土については、全然問題ないのですか。

[事務局] 私どもの方からは、耕作するに当たって建設残土とか、作付けに支障が無い土を搬入してくださいと指導しています。ガラとか持ってこられても、その後、作付けができなくなってしまうので。

[議長] よろしいですか。他に。

[委員] このことについてのお願いなんですけど、「境ノ町」の方の、道路を直して1月31日までに行うというようなことでありますけれども、「登り道」の方については、「境ノ町」の方が終わるまでは手を付けないと業者の方に指導していただきたいと思います。

[事務局] その旨、業者の方に指導いたします。

[議長] 他に、よろしいですか。

[議長] ご意見を聞いておりますと、前にもこういうことがあって、まだ完了できていないというような話でございます。こういう業者はですね、ある程度、事務局の方でもチェックをしていただいて、先ほど委員さんの意見にもございましたとおり進行管理のチェックができていないということですよ。当然、土盛の関係ですと設計図と一緒に工程表が付いてくる内容かと思っておりますので。その辺のチェックを十分特定な業者については、しっかりしていただきたい。今回の問題については、先ほど発言があった内容を十分勘案した中で、取り扱っていただきたいと思っております。

[議長] 他に、よろしいですか。

[議長] では、次に移らせていただきます。議案の審議に移ります。

[議長] 議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

[事務局] 議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。相続税の納税猶予とは、農業を営んでいた被相続人が、農業の用に供している農地を、農業を引き継ぐ相続人が相続した場合、相続を受けた人に課税される相続税は、相続した農地を相続人が営農している限り、納税が猶予される制度です。猶予された税額は、相続を受けた方が死亡した場合に納税が免除されます。

議案第1号の1、申請人は市内東富岡にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。対象農地の明細は、15頁～16頁で、黒丸をつけました筆です。東富岡字立野に3筆、東富岡字大福下に6筆、合計9筆、面積は5,072㎡を特例農地として申請しています。

11月8日に、地区の農業委員と事務局及び相続人とで現地調査を行い、農地として全筆良好に管理されていることを確認しました。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いします。

[地区担当委員] ただ今事務局から説明がありましたとおりで、問題は無いと思っておりますのでよろしくお



願います。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第1号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、願います。

[委 員] この農地についてなんですが、相続は、この後、終わるんですか。それとも相続未了のままでも良いのかどうか、確認させてください。

[事 務 局] 今回、税務署へ提出される書類になります。2月にお亡くなりになられて10ヵ月、11月10日までに納税猶予の手続きを取らなければならないと、担当の税理士さんや相続人からも話を聞いております。添付された登記簿は、お亡くなりになられた方のままですが、遺産分割協議書もできあがっておりますし、3条の3の届出もいただきました。相続登記につきましても、分割協議書に基づき行われる形だと聞いております。

[委 員] 相続登記が未了のままですと、また違うところで問題が出るかなと思っております。

[委 員] 分割協議中ですか。

[事 務 局] 分割協議は、終了しています。

[議 長] 他に、ございますか、よろしいでしょうか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議 長] ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。議案第1号については、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、本案は、「原案のとおり認める」ことに可決決定いたします。次に移ります。

[議 長] 議案第2号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

[事 務 局] 議案第2号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、この確認は相続税の納税猶予の20年経過の出口調査で、税務署の依頼により農業委員会が調査し税務署に提出するものです。今回の案件は、伊勢原地区の3件、比々多地区の1件、大田地区の1件で、いずれも平塚税務署からの依頼です。

はじめに、伊勢原地区の1件目は議案第2号の1、整理簿番号H10A015。特例農地明細は、議案書の18頁～20頁です。対象者は市内岡崎にお住まいの方で、岡崎字谷田の4筆外7筆、計11筆、面積6,418㎡を特例農地としております。18頁の5番と6番については、平塚市の農地で平塚市農委の確認となるため確認はしておりません。また、その旨を平塚税務署の担当者に電話で確認しています。11月8日に事務局と地区農業委員さん合同で現地調査を行い、水稻および野菜が作付けされ適正に耕耘管理がされていることを確認しております。相続開始日は、平成10年5月10日です。

次に、伊勢原地区の2件目は議案第2号の2、整理簿番号H10A064。特例農地明細は、議案書の21頁～23頁です。対象者は市内東大竹にお住まいの方で、東大竹

字下谷戸の1筆外16筆、計17筆、合計面積11,548.56㎡を特例農地としております。11月14日に事務局と地区農業委員さん合同で現地調査を行い、野菜等が作付けされ、適正に耕耘管理がされていることを確認しております。相続開始日は、平成10年4月20日です。

次に、伊勢原地区の3件目は議案第2号の3、整理簿番号H10A065。特例農地明細は、議案書の24頁～26頁です。対象者は平塚市にお住まいの方で、伊勢原市内に農地をお持ちのため、伊勢原市内の分は伊勢原市農業委員会で確認することになっております。岡崎字大割外9筆、面積8,056.79㎡を特例農地としております。11月8日に事務局と地区農業委員さん合同で現地調査を行い、野菜等が作付けされ、適正に耕耘管理がされていることを確認しております。相続開始日は、平成10年6月21日です。

次に、比々多地区の1件は議案第2号の4、整理簿番号H10A028。特例農地明細は、議案書の27頁～28頁です。対象者は市内串橋にお住まいの方で、串橋字清水の1筆外8筆、計9筆、面積8,271.97㎡を特例農地としております。11月6日に事務局と地区農業委員さん合同で現地調査を行い、野菜等が作付けされ、適正に耕耘管理がされていることを確認しております。相続開始日は、平成10年4月2日です。

次に、大田地区の1件は議案第2号の5、整理簿番号H10A021。特例農地明細は、議案書の29頁～30頁です。対象者は市内沼目7丁目にお住まいの方で、沼目字五反地に1筆、沼目7丁目に10筆、計11筆、面積5,070.74㎡を特例農地としております。11月7日に事務局と地区農業委員さん合同で現地調査を行い、水稲及び花卉が作付けされ、適正に耕耘管理がされていることを確認しております。相続開始日は、平成10年1月28日です。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いします。はじめに、議案第2号の1から3について、「伊勢原地区」お願いします。

[地区担当委員] 事務局の説明のとおりでありまして、特に問題はないと思いますのでよろしくお願い致します。

[議 長] 続きまして、議案第2号の4について、「比々多地区」お願いします。

[地区担当委員] 事務局と11月6日に現地調査をいたしまして、適正に耕耘管理されていまして問題ないと思います。

[議 長] 続きまして、議案第2号の5について、「大田地区」お願いします。

[地区担当委員] 11月7日に事務局と一緒に確認してきました。伊勢原の農業委員だよりの方でありまして、ハウスが他にもたくさんありまして、パイプハウスを片付けたり、大きなハウスが壊れたり順次修理したいよう話していました。別に問題はないと思いますのでよろしくお願い致します。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第2号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議 長] ないようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第2号の1については、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、本案は、「原案のとおり認める」ことに可決決定いたします。次に移ります。

[議 長] 議案第2号の2について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] ないようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第2号の2については、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、本案は、「原案のとおり認める」ことに可決決定いたします。次に移ります。

[議 長] 議案第2号の3について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] ないようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第2号の3については、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、本案は、「原案のとおり認める」ことに可決決定いたします。次に移ります。

[議 長] 議案第2号の4について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] ないようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第2号の4については、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、本案は、「原案のとおり認める」ことに可決決定いたします。次に移ります。

[議 長] 議案第2号の5について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議 長] ないようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第2号の5については、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、本案は、「原案のとおり認める」ことに可決決定をいたします。次に移ります。

[議 長] 議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

[事 務 局] 議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、出願者は伊勢原地区の方で、生産緑地の場所は、図面番号3番になります。

生産緑地の所有者は、生産緑地法第10条で、告示の日から30年を経過したとき、又は主たる従事者が死亡し、若しくは農林漁業に従事することを不可能にさせる故障に至ったときは、市長に対し書面で当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることが出来るとされており、その場合この証明の添付が必要となります。農業の主たる従事者は、出願者の父に当たります。申し出理由は、主たる従事者が平成30年5月4日に死亡したことによります。対象の生産緑地は、東大竹字粕上原の畑1筆、面積は502㎡です。11月21日に地区担当農業委員さんと事務局で現地調査を行いました。対象農地については栗畑となっており、良好に管理されていることを確認いたしました。以上です。

[委 員] 地区が違うんじゃないですか、成瀬に東大竹はありません。

[事 務 局] すみません、成瀬地区と記載がありますが、伊勢原地区の誤りです。訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

[議 長] 事務局の説明が終わりましたので、地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いいたします。

[地区担当委員] 現地、事務局と行って、私は行けなかったんですけど、伊勢原地区の委員さんが見られまして、現地は栗が植わっております。これは、亡くなった方と終わってから植えられたような感じがしますけれども、まあ、しょうがないんじゃないかと思っておりますので、いいでしょうという感じです。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議 長] 議案第3号について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[委 員] 栗畑、今、植えてあるということなんですけれども、1、2本ということではないんですね。

[委 員] 栗の大きくなって、できる間隔を取って、これ敷地いっぱい植えてあります。7、

8本、植えてあります。

[議 長] 他に、ございますか。よろしいですか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議 長] ないようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第3号については「原案のとおり認める」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、本案は、「原案のとおり認める」ことに可決決定をいたします。次に移ります。

[議 長] 議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

[事 務 局] 議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について（農委権限）。農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回は、比々多地区で2件、成瀬地区で2件ありました。

はじめに、議案第4号の1、図面番号は4番です。あわせて、公図をご覧ください。申請地は東富岡字東窪の1筆、82㎡です。譲渡人は市内東富岡の方で、譲受人も東富岡の方で経営の拡大のための申請です。譲受人世帯の経営農地面積は14,250㎡です。下限面積の特段の面積の30アールに達しており、農地取得に支障はありません。11月8日に事務局と地区担当委員さんの合同で現地調査を行い、経営農地は適正に管理されており、農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項は、ありませんでした。

次に、議案第4号の2、図面番号は5番です。あわせて、公図をご覧ください。申請地は申橋字石橋の1筆、943㎡です。譲渡人は市内申橋の方で、譲受人も申橋の方で経営の拡大のための申請です。譲受人世帯の経営農地面積は25,410㎡です。下限面積の特段の面積の30アールに達しており、農地取得に支障はありません。11月9日に事務局と地区担当委員さんの合同で現地調査を行い、経営農地は適正に管理されており、農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項は、ありませんでした。

次に、議案第4号の3、図面番号は6番です。あわせて、公図をご覧ください。申請地は申橋字古屋敷の1筆、918㎡です。譲渡人は川崎市の方で非農家です、譲受人は申橋の方で経営規模の拡大のための申請です。譲受人世帯の経営農地面積は78,140㎡で、下限面積の特段の面積の30アールに達しており農地取得に支障はありません。11月12日に事務局と地区担当農業委員さんで現地調査を行い、経営農地は適正に管理されており、農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項は、ありませんでした。

次に、議案第4号の4です。図面番号は7番です。合わせて公図をご覧ください。申請地は高森字赤坂の1筆、1,498㎡。譲受人は、市内高森6丁目にお住まいの方で、農業規模拡大のための申請です。譲受人世帯の経営農地面積は53アールで、そのうち借入地が、約40アールで下限面積の特段の面積の30アールを超えるため、農地取得に支障はありません。11月15日に事務局が現地調査を行い、前回指摘のありました物置と鉄製のメッシュの建物の確認を行いました。図面番号6番のメッシュの面積が右側下の尖った部分が若干大きめに表示されておりますが、実際には、これより狭い範囲です。申し訳ございませんが、ご了承ください。まず、鶏の鉄製のメッシュでございますが、

ハヤトウリの栽培のツルを這わせる支柱として利用されており、地面については何も敷いたりはおらず、地面のままでございます。普通の鶏くらいの大きさの白黒のまだら模様の鶏を20羽程度飼育しており、卵を販売しているとのこと。ハヤトウリについても、直売等での販売をしているとのこと。また、住宅に近い物置風の建物については、金網のメッシュで壁はなく、地面は土になっており、鶏の寝床となっております。その横にですね、スチール製の物置、高さ1.8m、幅約90cm、奥行き約40cmほどで、中には農業用の資材や耕耘機のオイルや燃料タンク、農器具等が納められていました。鶏舎としての届出が必要となりますが、ご本人は来月に提出したいということでございました。また、建築住宅課に確認した結果、屋根がなければ耕作物であり、建築物には当たらないとのこと、屋根は、鶏小屋の鶏が眠る部分だけ、いわゆるビニールタンクですね、それが付けてあって、雨が掛からないような形になっております。宅地との内の筆界なんですけれども、コンクリート製のフェンスがございまして、それが農地と宅地の筆界になっております。ですから、メッシュの鶏小屋につきましては、農地上に建てられていることになっております。飼養目的は、販売用の卵の鶏の飼育で、簡素な鶏舎としての利用をされているということでございます。また、四方を囲っているメッシュの壁は、ハヤトウリの栽培のための支柱とされております。ここで生産されたハヤトウリは、直売等で販売しているということでございます。備考の欄にですね、この方は認定新規就農者ではなく、認定農業者でもございませんので、備考の欄には記載しておりません。経営農地は事務局の方で確認いたしまして、適正に管理されており、農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項は、ありませんでした。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明をお願いしたいと思います。はじめに、議案第4号の1について、「東富岡地区」をお願いします。

[地区担当委員] 議案第4号の1につきましては、さる11月4日に事務局と立会いたしまして、譲受人である耕作状況を確認いたしました。良好に管理されておりましたので、問題ないと思いますので、よろしくお願いたします。

[議 長] 続きまして、議案第4号の2について、「串橋地区」をお願いします。

[地区担当委員] 事務局と一緒に、11月9日に見てまいりました。適正に耕耘管理されておりましたので問題ないと思います。

[議 長] 続きまして、議案第4号の3について、「串橋地区」をお願いします。

[地区担当委員] 現地の確認をさせていただきます。そうした中で、適正に耕耘管理されておるということを確認をいたしました。よろしくご審議のほど、お願いたします。

[議 長] 続きまして、議案第4号の4について、「高森地区」をお願いします。

[地区担当委員] 議案第4号の4でございますけれども、先ほど説明がございましたように、本件につきましては、今年の6月に1回申請をされたうえで、構築物の取り扱い等について等々だったと思います。今回、再度申請がなされたと思うんですけれども、今、担当の方から構築物関係につきましては説明がありまして、特にはですね、南側にあった資材関係については四人で現地を確認しましたところ撤去された形となっております。ここに今、単管パイプの構築物もしくは建築物、建築基準法では建築物ではないというご説明があったんですけど、私なんか見ますと明らかに工作物なのかなと思います。参考までに、後ほど写真を撮っておりますので、皆さん見ていただいて、確認をしていただければと

思います。そういうことで、特に問題がなかったと、今の段階で私たち四人の判断では、もう少しやりようがあるんじゃないのかな、というような判断をいたしました。もし、農業用工作物というのであれば、手続きをしていただいて、ちょうど半年経ったわけですから、その都度、担当の方から報告があったことも承知しております。是正命令をしますというのであれば、手続きをされるんならね、構築物として、ということが必要だったんじゃないのかなと思われるんですよ。ただ、私なんか現場を見ますと、担当者も地権者も立会いをされたんですけども、本当か嘘か判りませんが、このままでいいよと、ということが市から言われたということなんで、このままで申請をしまして、というような状況でございますので、ちょっと確認の必要があるのかな、ということでございます。写真を配りますので、部数がないので、適当に配ってください。

[議 長] 地区担当委員さん、ただ今の関係につきましては議案第4号の4を審議審議する中で議論していただくということよろしいですか。

[地区担当委員] はい。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議 長] 議案第4号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議 長] ないようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第4号の1について、「原案のとおり許可とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、本案は、「原案のとおり許可とする」ことに可決決定をいたしました。次に移ります。

[議 長] 議案第4号の2について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議 長] ないようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第4号の2については、「原案のとおり許可とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、本案は、「原案のとおり許可とする」ことに可決決定をいたしました。次に移ります。

[議 長] 議案第4号の3についてですが、本案件には農業委員会等に関する法律第31条に関する案件が含まれているため、議案第4号の3の審議及び議決にあたりましては、関係農業飯豊ある「4番」の農業委員の退席をお願いいたします。

【 関係農業委員 退席 】

[議 長] それでは、審議に入ります。議案第4号の3について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] ないようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第4号の3については、「原案のとおり許可とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、本案は、「原案のとおり許可とする」ことに可決決定をいたしました。

[議 長] ここで、関係農業委員の入場を認めます。

【 関係農業委員 入場 】

[議 長] 次に移ります。

[議 長] 議案第4号の4について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[委 員] 成瀬地区の委員さんが疑念があるみたいなので、もし、これを通すのであれば、現地、農業委員全部で見て判断をした方がいいんじゃないかと思うんですけども。そうすれば、成瀬地区の委員さんと現地の共有ができるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

[議 長] 他に、ご意見はございますか。

[委 員] 今、ご意見をいただいたんですけども、ちょっといくつかこの問題については、前回も相当お話ししたんですけども、先ほども言いかけたんですけども、結果論から言うとね、建築物じゃないから問題ないと、基準法上の建物云々と、パイプについては屋根がないから建築物・工作物じゃありませんというような話なんですよ。そうしますとね、前回の審議は何だったのっていうことになっちゃうんですよ。だったら、前回の時に、そういう確認をしておけば、今回、こういう新たな申請というのは必要なくなっただかもしれないですよ。だから、そういうところがね、詰めが甘いというか、言葉が悪いんですけどね、もう少し議案として出す段階で、私なんか、前から言っていますように、いただいた資料でしか現地確認できないわけなんですよ。今、写真を皆さんに、事務局の方からも配られたんですけどね、写真をどっから撮ったのか、ツルなんか写したって意味ないですよ。これ見ていただくとね、判りますように、手前はきれいに片付いていますよ、ただ、こうして見ると、位置関係、公図関係から照合しますとね、位置図関係から言いますとね、正面に建物が建っている、そのほぼ半分でもないんですけども1/3は少なくとも工作物ができちゃっている状況なんですよ。それが農地かどうかと言われても、私なんか判断できる立場じゃありませんので、現況で判断するしかないですよ。もし、そうだとしたら半年の間に工作物の農業用施設だからできるわけ



ですよね、農地なら。そういうことを平行しながらね、是正指導の一環として、後追いになるかもしれないけど、やったうえで今回みたいに許可申請って言うことならね、納得できるんですけどね、やりたい方だいやっちゃって、明らかにどう見たって、これ農地じゃないよ。私は、そう思います。今回の説明責任じゃないんですけど、許可する以上ね、全部取っ払えとは言えないですよ。別に、悪意があったかどうか判りませんしね。どうも、この人が先ほど農業認定者じゃないっていう話もあったんですけど、長年ここを申請人が持っているんだけど手に負えないからということで、この方が耕作して、しかも正面に見える建物にお住まいになっちゃっているんですよね。長年ここを管理していたということは判るんですけど、悪意があったとは思えないんですけど、ちょっとやっぱり農業委員会として判断するにはね、いかがなもんかなという部分があるんでね、ちょっと申し上げているんですけども。

[議長] 他に、皆さんから何かご質問ございますか。

[委員] 二つ、あります。一つはですね、この方、下谷の方に農地を持っていますけれども、そこの状況を聞きたいのと、工作物の面積ですけれども、どれくらいの面積なんだろうかね。それをちょっと聞きたいのですけれども。面積の方は、おおよそで、いいです。

[事務局] 面積は、おおよそ、200㎡未満です。

[委員] 構築物の面積ですか、鶏舎を含めて。

[事務局] はい、そうです。

[委員] 下谷の方の農地は、どうですか。

[事務局] 5月で確認した時と、ほとんど変わっておりませんでした。

[委員] 先ほどの説明の中では、耕耘してあるということでしたけれども。耕耘してあったんでしょうか、それとも草が。

[事務局] 若干、草が生えていました。

[委員] どのくらいの、何cmくらいの草が生えていたのでしょうか。

[事務局] 15cmくらいのです。

[委員] 15cmくらいの草。判りました。

[議長] 他に、特になければですね、議長として、先ほど委員さんから提案がございました、現場を皆さんで一度確認すると。委員として共通した認識の中でですね、判断をしていきたいというように考えますので、本案件につきまして継続とした中で、早速にでも現場を皆さんで見て、その後、皆さんで議論をしていきたいと思いますので、いかがでしょうか。

[委員] ちょっといいですか。先ほど、委員さんが提案いただきました現地確認というのも一つの方法だと思うんですよ。ただし、今、言ったように建物自体は基準法上建築物じゃないという話なんだけど、それに伴って、さっき話をしたとおり、構築物の申請をね、

後追いでも何でも解決策を、ある程度地主に説明しておかないと、極端な話、何で継続審議なのって話になりかねない、何回も何回も3回目になりますよね。そういう一つの解決策をね、ある程度したうえで、現地調査なり何なりをしないと、ちょっと相手からすると、逆の立場からするとね、何だよって、もっと初回から適正な指導なり、何か無かったのかと、ということにもなりかねないと思うんですけれども、どうなんですかね。

[事務局] 先週の木曜日、担当者と現地に行って、こちらの譲受人とお会いさせていただきました。本来であれば、3条の手続きを取られてから、こうした構築物等を申請を出してきていただくということなんでしょうけれども、その前に、事前に構築物の方を造られて、農業用施設を造られて、鶏舎ですよ、順番が逆になっちゃってますよね、という話はさせていただきます。鶏舎がある部分につきましては、基本的に農地性はありませんので、その部分につきましては、農業用施設の届出を出してください、という形でお話をさせていただきます、ご本人様もご了解をいただいております

[委員] そうすればね、違法建築じゃないけど、これが建築物ではなく工作物として届出しますよということであれば、敢えて現地調査なんか、いいか悪いか、やるわけじゃないから、現地調査の必要がなくなるじゃないですか。これが、イエスカノーかを判断するんなら現地調査も一つの方法だと思うんですけれども。そこに、是正指導的なものを、後追いでもやって、認めようよっていうんだしたら、それをね、条件付ってことでして、停止条件付っていうことじゃないけど、終わった時点で承認するっていうことだったら継続でもいいわけですよ。イエスカノーかっていう話とき、条件付っていうことでは、ちょっと違うと思うんだよ。

[事務局] 譲受人にお会いしたので、図面とかの作成もあるんでしょうけれども、12月の総会の席で、農業用施設の届出を間に合うように出してきていただくよう、お話をさせていただきます。

[委員] それと、地権者がね、譲受人が言うにはさあ、このままでいいよっていうことを言ってるからね、何にも解決しないままっていうことになっちゃうからね、ちょっと確認しているわけ。

[事務局] 私が行って、直接お話しさせていただきましたので、鶏舎の部分っていうのは農地性が有るか無いかって言われたら無い方になりますので。農業用施設という届出を了解いただいております。今月の総会には間に合いませんでしたけれども、来月の総会に出していただくよう準備を進めていただいております。

[委員] ちょっといいですか、農業用施設の届出っていうふうになると、分筆とかが伴ってくるんじゃないかと思うんですけれども。そういう手続きをすると、来月の総会に、時間的な観点からいったら難しいんじゃないんですかね。

[事務局] 農地転用の場合なんですけれども、極端な話なんですけれども、分筆を求めなくても、求積図をつけていただければ、何㎡のうち何㎡ということで手続きを取ることは可能です。

[委員] そうなんですか。

[事務局] できれば分筆をかけていただいた方が、課税、例えば分家住宅を建てられるのであれば、何㎡のうち何㎡ということを持ってくる業者さんもいられますけれども、分筆いただいた方がいいんですけれども。敷地求積をした図面を持って手続きを取ることは可能

です。

[委 員] 判りました。

[委 員] それをね、できればね半年のうちにやりたかったんだよ、やるべきだったんですよ。それで、整理したうえで議案に出せば良かったんですよ。この間に、ある程度、作業ができたんじゃないのかな。それと、関連するんですけど、先ほど質問あったんですけども、前に言ったんだけど、認定農業者かどうかということに記載すべきじゃないかということ、今回、これ必要ないっていうお話ですよ。

[事 務 局] 認定農業者でも、認定新規就農者でも、そのどちらにも、この方は該当していないんですよ。

[委 員] そうすると、農地を取得する権利あるの。

[事 務 局] 経営農地面積が30アール以上ございまして、だいぶ前から、この方、農地をやっていられて。

[委 員] 曖昧だから言ってるんだよ。だから、前回、それを確認しますって言う答弁だったよね。それだったら、きちんと備考欄に記載しないとね、いつ認定したのかをね。

[事 務 局] 認定はしていません。認定農業者でも認定新規就農者でもないんです。農地を借りてやっていた、という形で今日に至っている形です。下谷の方の農地につきましては、平成28年に競売という形で農地を取得されています。それ以外は、借り受け地っていうんですかね、利用権を設定されて農作業をされています。29年4月に更新されたものもありますし、30年4月に更新されたものもあります。自作地の分につきましては、28年度に競売物件として購入された、買い求められた農地となっております。その当ても、借り受け地が30アール以上あったので農地を買うことができたという形です。

[議 長] 私の感じではですね、担当地区の委員さんということで、現地を十分見た形でのお話で、その辺の状況は十分承知されていると思うんですけども、今も、こうした資料をいただいたんですけども、ただ現地で見ると写真で見ると、だいぶ感覚が違ってくるんじゃないかというふうに思うんです。他の委員さんも現地を見ていないということで、そうするとやはり、共通した認識を持たないと、ちょっと内容的に複雑な内容になっておりますので、一度現地を確認して、それぞれの委員さんに確認していただいた中で、それからもう一度議論のし直しをするというような形の方が、私は、よりいいんじゃないかなというように意味合いから、継続で皆さんで現地を見ていただくというような形をしたような感じなんです。それについて、ご意見があれば、お伺いいたしますけれども。

[議 長] 特に無ければ、本案件については継続という形で、後日、準備ができたい全員で現場を確認するというので、そのあと議論をしていくということで、よろしいでしょうか。

[議 長] では、そういうことでもいいと思います。よろしくお願ひします。事務局の方で、準備をしてください。

[議 長] それでは、次に移ります。

[議 長] 議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

[事務局] 議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について、農業委員会の意見を求めます。申請は大山地区で1件、成瀬地区で1件の申請がありました。

議案第5号の1、図面番号は8番です。あわせて、公図、土地利用計画図をご覧ください。譲渡人は市内上粕屋にお住いの2名と足柄上郡山北町の方で、譲受人は、相模原市南区麻溝台3丁目のと土木建築業の法人です。申請地は、子易字大坪1-1外5筆で面積は合計で3,420㎡です。これらを一時転用します。申請理由は、新東名高速道路建設事業、伊勢原西地区埋蔵文化財発掘調査に係る支援業務のため譲受人が上粕屋・子易・中川原遺跡で発掘調査を実施しており、それに伴って発生する発掘による発生土の仮置場として、今回一転用を申請しています。一般基準及び個別基準について、申請地の北側は道路で、南側が山林、雑種地により囲まれており農地の広がり、概ね3,700㎡でその他2種と判断されます。一時転用であることから、作業終了は、矢板やネットフェンス等を撤去し、農地に復元します。一時転用の期間は許可日から2年間を予定しています。復元後の作付け計画も適切なものと判断されますので、問題は無いと思われます。手続き終了後、県知事に副審いたします。

次に、議案第5号の2、図面番号は9番です。あわせて、公図、土地利用計画図、追加資料をご覧ください。申請地は、下糟屋字道灌塚の3筆、面積816.10㎡について、貸駐車場とするため転用するものです。申請地の立地基準は、東側及び南側前面道路に水道管及び公共下水管が埋設されており、また、申請地から500m以内に中沢中学校及び伊勢原協同病院など教育施設や医療施設が2つ以上が存するため、市街化区域と連続した農地として「第3種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準についてですが、出入り口付近はコンクリート舗装を施し、敷地内は砂利を敷き転圧処理をします。雨水はトレンチ管等の浸透施設を設け、敷地内処理をします。敷地周囲にはコンクリートブロックを新設し、砂利等の流出を防ぎます。計画としては周囲に農地はなく、資金計画も適切であると判断されます。なお、まちづくり推進条例は各課協議中ですが、転用計画に変更が生じることがないため、手続き終了後、県知事に副申します。なお、本件は、二人の土地所有者がそれぞれの土地を一体としてレンタル自動車会社に賃貸借するため、行為自体は4条申請にあたりますが、本来、利用する権利のない他者の土地についても互いに利用するため、権利の設定が必要となり、5条申請での取り扱いとなります。このことは別紙資料の「平成18年1月19日付で県農地課長からの通知」のとおり、申請においては譲受人・譲渡人は双方連名による申請となります。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。次に、地区担当委員さんの補足説明がございしますが、議案第5号の1について、私が担当していますので私の方から補足をいたします。

[地区担当委員] さる24日に、高部屋と大山の推進委員さんを含め5名で現地を確認してまいりました。現地は地図にありますように、大坪橋から入ったところの大山バイパスの道筋でございす。ここの資料の配置図を見ていただきますと、ここに道路用地としてアスファルト舗装の道路ができております。これが、大山バイパスでございまして、まだ一般の供用には供されておられません。まだ、表層のアスファルトができていないというような形の中で、農耕車の通行だけは可能というような場所になっております。該当する農地については、従来は田であったのですが、この大山バイパス建築によりまして、だいぶ高低差が出るということで、ここに土盛りをして畑に変わっているような形です。まだ、あまり作付けがされていない場所でございます。そこのところに新東名の埋蔵文化財の表土を置いて、一時仮置きするというような形です。従来、新東名の関係、本線の中で

仮置きをして、また埋め戻しをしていたというような形なんです。本線の方、だいぶ工事が進んでまいりまして、置く場所が無くなってきたということで、この一時転用をした中で、こちらに仮置きをするということです。まあ、2年間の一時転用ということでございます。内容につきましても、矢板の設置、或いは金網フェンスの設置ができておりますので、特に問題は無いのかなと考えております。よろしくお願いをいたします。

[議 長] 続きまして、議案第5号の2について、「下糟屋地区」をお願いします。

[地区担当委員] 4人で、先般見てまいりまして、事務局の説明のとおり問題は無いと思います。ちょっと疑問なところは、親子で持っていられるところを、お互いに貸し借りをして出されるというのが、どうも腑に落ちないんだけど、それと5条にするための譲りあい、そこを説明いただければと思います。

[事務局] お手元に資料がございまして、本来、私の方も4条申請と思っていましたが、県の担当者に当初確認したときも4条申請という形で、地区担当委員さんにも、その旨でお話をしましたし、現地確認もいただきました。県の担当者が現地確認に先立ち書類チェックの段階で、以前に通知があつて5条申請にあたると指導がありましたので、4条から5条へ申請書の差し替えをしていただきました。要するに、本来は利用する権利がない他者の土地を互いに権利を設定する必要があるということが趣旨でございます。それぞれが違う土地を、一つの事業に対して使うので、権利が発生するというのが目的となります。それぞれ申請方法が互いに貸し借りというような形になるというふうになります。

[議 長] 何かありましたら、審議の場でお願います。事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議 長] 議案第5号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議 長] 他に、ございませんか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議 長] ないようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第5号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、本案は、「原案のとおり許可相当とする」ことに可決決定をいたしました。次に移ります。

[議 長] 議案第5号の2について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議 長] ないようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第5号の2については、「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

- [議 長] 挙手全員。よって、本案は、「原案のとおり許可相当とする」ことに可決決定をいたしました。次に移ります。
- [議 長] 議案第6号、非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
- [事 務 局] 議案第6号、非農地証明交付申請の承認について、今回、比々多地区で1件の証明願いがありました。関係写真等を回覧しますので、ご覧ください。図面番号は10番です、合わせて公図をご覧ください。申請地は坪ノ内字観音谷の1筆、面積124㎡です。申請理由は、当該地が農地として実態がなく、地目変更をするために申請をしたものです。申請地は、旧土地台帳によると昭和6年時点では宅地となっており、いわゆる46証明といわれる昭和46年度固定資産税課税台帳登録事項証明には台帳地目及び課税地目とも宅地となっています。しかし、昭和56年9月7日に195番が一部196番に合併し、面積が376.85㎡から124㎡に変更され、地目も宅地から畑に変更されています。土地の形状は直角三角形となっており、13トンの防火水槽が設置されています。消防本部に確認しましたが、設置時期は不明とすることです。申請地の立地基準ですが、住宅や山林の状況からその他2種農地と判断されます。農地法に抵触するかと思われませんが、過去に違反転用の指導記録がなく、今後も違反を追及する見込みがないことから、県の「農地法の適用を受けない土地に係わる運用指針」別表1に該当します。以上です。
- [議 長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いします。
- [地区担当委員] 11月6日に事務局と現地を見てまいりました。この土地は、三角の土地で真ん中に防火水槽がり、農地としての利用はできない状態でございますので、より敷くをお願いします。
- [議 長] 事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりましたので、審議に入ります。
- [議 長] 議案第6号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。
- [委 員] これ、防火水槽、大きさによって消防本部が管理して、それ以下は個人的なものですって話で、少し曖昧なところがあるみたいなんですけど、本件のこれ、既に造ってあるので非農地証明はいいんだけど、余談ですけど、このあと市が買い取るとか地目が変わるとか、目的か何かに関連しているんですか。
- [事 務 局] 申請者からは、そういった話は聞いていないんですけども。防火水槽については、危機管理課から消防本部に確認を取っていただいて、いつ頃設置をしたものか確認していただいたのですが、あまりに古くて判りませんというお話でした。
- [委 員] 124㎡もあるとね、税金の関係とか雑種地とかにしちゃうと、金だけ取られて実際は市の目的のためだとかっていうことになっちゃうとね、この案件とは直接関係ないんだけどね、参考までに。
- [事 務 局] 今、委員さんの方から質問いただきましたとおり、こちらの施設なんですけども、担当者からも御説明をさせていただきましたが、消防本部、市として管理をしているわけではなくて、自治会や地元の方で管理をしている施設ということの話を聞いております。記録

からだ、昭和30年度後半から40年代前半に造られたのではないかという、正確な年月日とかが記録されていないので、40年代からということで記載させていただきました。現在、畑として課税されています。消防にも確認しましたが、所有者さんは土地の処分を考えていられるそうで、防火水槽の存続の話ですが、地元の方で承諾が得られれば防火水槽を無くして行くように話を聞いております。

[議長] よろしいですか、他に、何かございませんか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議長] 特にないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。議案第6号の1については「原案のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議長] 挙手全員。よって、本案は、「原案のとおり承認する」ことに可決決定いたしました。次に移ります。

[議長] 議案第7号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

[事務局] 農地の賃貸借等につきましては、利用権設定期間が終了すれば、自動的に権利が消失して、民法上の小作の権利が生じない農業経営基盤強化促進法による利用権の設定が、現在は殆どです。利用権の設定は農業経営基盤を強化するための農地の利用集積ですので、利用権を設定できる方は、農地法第3条の「下限面積」要件はありません。10アール以上を営農する経営農家や新規就農認定を受けた方、また解除条件付き利用権で行う株式会社やNPO法人などの法定法人が対象となります。今回、新規の届け出は3件ありました。内容といたしましては、高部屋地区で2件、2筆、面積1,893㎡。成瀬地区で1件、1筆、面積403㎡です。権利の種類は、賃貸借権が2件、使用貸借権が1件という内容になります。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議長] ないようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第7号の1から3について、「出願のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議長] 挙手全員。よって、本案は、「出願のとおり承認する」ことといたします。

[議長] 以上をもちまして、第9回伊勢原市農業委員会総会は閉会といたします。大変お疲れさまでした。

[事務局長] どうもありがとうございました。先ほどの3条の関係、日程調整をさせていただければと思いますので、御連絡をさせていただきます。次回の総会は、12月26日、水曜

日です。今回と同じように、はじめに全員協議会を開催し、その後に総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。お疲れさまでした。

【 1 2 時 1 0 分 終 了 】